

職員団体登録の手引き

岩手県人事委員会

目 次

I	職員団体登録制度	
1	職員団体	1
(1)	職員団体の目的	1
(2)	職員団体の組織	2
ア	職員団体を組織する職員	2
イ	職員団体の構成員と職員の関係	3
ウ	管理職員等と一般職員との区別	4
2	職員団体の登録	6
(1)	登録の意義	6
(2)	登録の要件	7
ア	規約	7
イ	重要な行為決定	8
ウ	構成員の範囲	10
(3)	登録の効果	12
ア	法人格の取得	12
イ	団体交渉における地位	13
ウ	在籍専従職員の設置	13
(4)	登録の効力の停止及び取消し	14
ア	登録の効力の停止	15
イ	登録の取消し	15
II	職員団体登録に関する手続き	
1	登録の手続き	17
2	申請書等の作成方法	19
(1)	登録	19
(2)	変更登録	26
(3)	解散	31
(4)	法人となる旨の申出	33
<参考資料>	職員団体登録に関する関係法令	
<付 録>	職員団体登録に関する様式集	

(法令の略称)

地 公 法	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
地 公 企 法	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
地 公 労 法	地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）
労 組 法	労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
労 基 法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
教 特 法	教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）
自 治 法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
行 服 法	行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）
行 訴 法	行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）

<参考文献>

- 橋 本 勇 著 新版逐条地方公務員法
- 鹿兒島 重 治 著 新地方自治講座 4 地方公務員制度
- 今 枝 信 雄 著 逐条地方公務員法
- 松 浦 功 著 改正地方公務員制度詳解
- 中 村 博 著 国家公務員法
- 亀 山 悠 著 職員団体制度詳解
- 自治省公務員部公務員課編 地方公務員法実例判例集

I 職員団体登録制度

1 職員団体

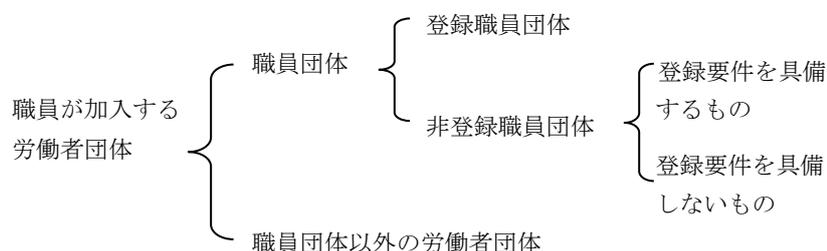
(1) 職員団体の目的

職員団体とは、地公法第 52 条の規定に基づき、職員が組織する団体又はその連合体であり、その目的とするところは、職員の勤務条件の維持改善を図ることにある。換言すれば、職員団体は、職員の経済的地位の維持及び向上を図るための団体である。

ここにいう勤務条件とは、「職員が地方公共団体に対して勤務を提供するについて存する諸条件で、職員が自己の勤務を提供し、またはその提供を継続するかどうかを決心するにあたり、一般的に当然考慮の対象となるべき利害関係事項」をいうものである（法制意見 昭 26. 4. 18 法務府法意一発第 20 号）。

<民間労働者との差異> 法律上、地方公務員については、民間労働者と異なり、勤労基本権のうち団結権に関しては、原則として労組法の適用を受けないものの、地公法等に基づく職員団体等として保障されており、また、争議権については禁止され、団体交渉権については一定の制約を受けている。このように民間労働者と異なる取扱いとしている主な理由は、職員の勤務条件が条例で定められるというその決定方式の特殊性にあるものとされる。

<職員の加入する労働者団体> 地公法第 52 条第 1 項に規定する職員団体は、登録を受けるか否かにより登録職員団体と非登録職員団体に区別される。地公法上、職員の団結権については、この職員団体として保障しているのであるが、事実上、職員が職員団体以外の労働者団体に加入することまでも禁止しているものではない。これらを含め、職員の加入する労働者団体を分類すると、次のようになる。



<勤務条件の具体的内容> 勤務条件については、事柄の性質上、団体交渉について定めた地公法第 55 条第 1 項の「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」と同一の範囲のものであるが、より具体的には、地方公営企業職員が組織する労働組合の団体交渉事項として規定されている地公労法

第7条各号に掲げられた事項が勤務条件に相当するものとされている。したがって、給与（給料及び諸手当）、勤務時間、休憩休日及び休暇に関する事項、昇任、降任、転任、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項並びに労働安全衛生及び災害補償に関する事項がこれに該当し、その他の勤務条件として旅費、執務環境等が該当するものと解されている。

＜勤務条件の維持改善以外の目的＞ 職員団体は、勤務条件の維持改善を図ることを目的とすることが必要であるが、その目的は、この勤務条件の維持改善に限定されるものではなく、勤務条件の維持改善を主たる目的としていれば、他の目的を併せ有していても差し支えないものとされる。勤務条件の維持改善以外の目的すなわち従たる目的としては、社会的目的、文化的目的等が挙げられるが、職員団体が従たる目的として、政治的目的をもつことは、地公法の開知するところではないとされる（行実昭26.3.13 地自公発第83号）。

(2) 職員団体の組織

ア 職員団体を組織する職員

地公法第52条第1項に規定する職員団体を組織することができる職員は、警察職員及び消防職員を除く一般職に属するすべての地方公務員である（地公法第52条第2項）。

ただし、他の法律の規定により適用除外とされる職員があることに注意する必要がある。

これら適用除外とされている職員を含め、一般職員に属するすべての地方公務員に関し、職員団体を組織できる職員であるかどうかをみると、次のようになる。

（一般職に属する地方公務員と組織できる職員団体等）

職員の区分	職員団体等		根拠法令
	職員団体	労働組合	
警察職員・消防職員	×	×	地公法第52条第2項及び第5項、第58条
地方公営企業職員	×	○	地公法第57条、地公企法第39条、地公労法第5条
単純労務職員	○	○	地公法第57条、地公労法附則第5項 地公労法第5条、地公法第52条第1項及び第2項
上記以外のその他の職員	○	×	地公法第52条第1項及び第2項、第58条

○・・・組織できる

×・・・組織できない

＜地方公営企業職員＞ 地方公営企業職員については、地公企法第 39 条の規定により、地公法第 52 条から第 56 条までの職員団体に関する規定が適用除外となるので、ここにいる「職員」すなわち職員団体を組織できる職員に該当しない。

＜単純労務職員＞ 一般職に属する単純労務職員については、地公労法附則第 5 項の規定により、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定されるまでの間は、第 17 条を除く地公労法の規定及び地公企法第 38 条から 39 条までの規定が準用されることから、労働組合を組織することができる。また、同時に、地公企法第 39 条第 1 項中地公法第 52 条から第 56 条までの規定を適用除外する旨を規定した部分が準用されないことから、地公法第 52 条から第 56 条までの規定が適用されることとなり、職員団体を組織することもでき、ここにいる「職員」に該当する。

以上要するに、職員団体を組織できる職員は、一般の行政事務に従事する職員、教育職員、単純労務職員であり、一般職である職員であっても警察職員、消防職員及び地方公営企業職員は、職員団体を組織することができないものである。また、条件付採用期間中の職員（地公法第 22 条）及び臨時的任用職員（地公法第 22 条の 3 第 1 項、第 4 項）についても、警察職員、消防職員及び地方公営企業職員に該当しないかぎり、職員団体を組織することのできる職員である。

これらの職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又は、これに加入し、若しくは加入しないことができるものである（地公法第 52 条第 3 項）。したがって、これらの職員が職員団体を結成するかどうか、あるいは加入するかどうかは、当該職員の任意によるものである。

イ 職員団体の構成員と職員の関係

職員団体は、地公法第 52 条第 1 項の職員により組織される団体であるが、職員団体の構成員のすべてが、これら地公法第 52 条第 1 項の職員のみでなければならないというのではなく、職員団体の構成員としては、職員が主体となっていれば足りるものとされている（行実 昭 41. 6. 21 自治省公務員課決定）。すなわち、職員が主体となっている限り、職員でない者を構成員としていることは差し支えないものであるが、構成員の割合としては、少なくとも過半数の者が職員であることが必要である。

<職員でない者の加入> 地公法第 52 条第 1 項の職員以外の者が職員団体に加入することについては特に制限がないが、これらの者が加入した職員団体は、登録要件を欠くことになるので注意を要する。

<管理職員等の加入> 地公法第 52 条第 1 項の職員であっても、管理職員等である者が、それ以外の一般職員で組織する職員団体に加入した場合、当該団体は、職員団体たる地位を失うことになるので、注意を要する。

また、職員団体の役員については、当該職員団体の執行機関及び監査機関の構成員をいうものであるが、職員団体は、その役員を自由に選出することができる。このことは、地公法上、明文の規定がないのではあるが、昭和 40 年 5 月に「代表者選出の自由」を定める I L O 第 87 号条約を批准したことにより、当然のことと解されている。

< I L O 第 87 号条約 > I L O 第 87 号条約(結社の自由及び団結権保護条約)は、昭和 23 年 7 月 9 日、サンフランシスコで開催された第 31 回 I L O 総会で採択されたものである。全文 21 条から成り、主なものとしては、労働者及び使用者は事前に認可を受けることなく自ら選択する団体を設立することができ、また、いかなる差別もなしにこれに加入することができるとする団体設立自由の原則(第 2 条)、労働者団体及び使用者団体は自由にその規約を定め、代表者を選び、活動できるとする団体自主運営の原則(第 3 条)、労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によって解散させられたり、活動させられたりしないとする行政権限による干渉の禁止(第 4 条)、労働者団体及び使用者団体は自由に連合体を結成し、あるいは国際団体に加入できるとする連合体設立自由の原則(第 5 条)などが定められている。

<職員でない者の役員就任> 地公法第 52 条第 1 項の職員以外の者の役員就任については、この役員選出自由の原則により、全く自由である。また、役員となることにより、同時に構成員となることもでき、登録要件を欠くものではない。

<管理職員等の役員就任> 管理職員等の役員就任についても、同様に可能である。しかし、役員となることにより、同時に構成員となった場合、当該団体は、管理職員と一般職員とが混在する団体となり、職員団体たる地位を失うこととなるので、注意を要する。

ウ 管理職員等と一般職員との区別

地公法第 52 条第 1 項の職員が職員団体を組織することは自由であるが、管理職員等と、管理職員等以外の職員すなわち一般職員とは、同一の職員団体を組織することができず、両者が同一の団体を組織した場合、当該団体は、地公

法上の職員団体ではない（地公法第 52 条第 3 項ただし書）。

<管理職員等の団結権> 地公法第 52 条第 3 項ただし書の規定は、管理職員等と一般職員とが同一の職員団体を組織することについて否定しているものであり、管理職員等の団結権まで否定しているものではない。したがって、管理職員等で職員団体を組織することは可能である。

ここにいう管理職員等とは、次の者をいう（地公法第 52 条第 3 項本文）。

- ① 重要な行政上の決定を行なう職員
- ② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- ③ 職員の任免に関して直接の権限をもつ監督的地位にある職員
- ④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接抵触すると認められる監督的地位にある職員
- ⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

<管理職手当等> 「管理職員等」については、労使関係上の概念であるが、勤務の実態に基づいて支給される管理職手当の支給対象者となる職員、あるいは、同様に勤務の実態により労働時間等に関する規定が適用除外される監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者（労基法第 41 条第 2 項）とは、異なる概念であり、また、その範囲も必ずしも一致するものではないので、注意を要する。

この管理職員等の範囲については、人事委員会又は公平委員会が規則をもって定めるものであるが（地公法第 52 条第 4 項）、市町村等の公平委員会の事務を人事委員会に委託している場合は、その委託を受けた人事委員会が定めるものである（地公法第 7 条第 4 項）。

なお、人事委員会又は公平委員会が管理職員等の範囲を決定するにあたっては、あくまでも、その自らの責任と判断により定めるものであり、当局又は職員団体との協議が必要であるとか、あるいは、その同意等が必要であるとかいう性質のものではない。

＜公平事務の委託と適用規則＞ 市町村などが地公法第 7 条第 4 項の規定により、その公平事務を人事委員会に委託している場合、当該事務に関しては、委託を受けた人事委員会の規則の適用を受けるものである。

＜管理職員等の範囲の決定＞ いかなる職員が管理職員等に該当するかは、個々の地方公共団体の労使関係において、当局の立場に立って行動すべき職責を有する職員であるかどうかにある。したがって、それぞれの地方公共団体における職制、権限分配の実態等により、客観的に定められるものである。

なお、本県においては、県分については管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）により、委託市町村等分については公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 22 号）により、それぞれ管理職員等の範囲を定めているところである。

2 職員団体の登録

(1) 登録の意義

地公法第 53 条の規定に基づく職員団体登録制度は、職員団体が一定の要件に適合していること、すなわち、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する職員のみをもって組織される自主的かつ民主的な職員団体であることを、登録機関である人事委員会又は公平委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体のうち登録要件を備えている職員団体は、このような人事委員会又は公平委員会の登録を受けることができるものであるが、職員団体が登録を受けるかどうかは、当該職員団体の任意であり、また、職員団体が登録を受けていると否とによって、職員の勤務条件の維持改善を図るために当局と交渉を行うことができるという基本的な地位に差があるものではない。

しかしながら、地公法は、登録を受けた職員団体に対しては、法人格の取得（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 3 条）、団体交渉における地位（地公法第 55 条第 1 項）及び在籍専従職員の設置（地公法第 55 条の 2 第 1 項）の三点において利便を認めている。

登録職員団体は、同一の地方公共団体に属する職員のみをもって組織され、かつ、その自主性及び民主性が公証されていることから、当該地方公共団体における職員の勤務条件についての意見等を当局に適切に反映しうる地位にある。

職員団体の登録は、このような役割を有する登録職員団体に一定の利便を与えることによって、職員団体の目的とする勤務条件の維持改善に寄与しようとするものである。

(2) 登録の要件

職員団体が登録を受け、及び引き続き登録されているためには、規約、重要行為の決定及び構成員の範囲の三点に関し、一定の要件を具備していることが必要である。

ア 規約

まず、規約に関する要件であるが、その規約に少なくとも次の事項が記載されていることが必要である（地公法第 53 条第 2 項）。

- ① 名称
- ② 目的及び業務
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- ⑤ 理事その他の役員に関する規定
- ⑥ 職員団体の重要な事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- ⑦ 経費及び会計に関する規定
- ⑧ 他の職員団体との連合に関する規定
- ⑨ 規約の変更に関する規定
- ⑩ 解散に関する規定

<名称> 職員団体の名称については、特に制限がない。

<目的及び業務> 職員団体の目的については、勤務条件の維持改善が主たる目的となっていることが必要である。したがって、勤務条件の維持改善を目的とする規定がない場合とか、その他の目的が従たる目的となっているような場合には、当該団体は、そもそも職員団体とは認められないから、登録を受けることはできない。

<構成員の範囲> 構成員の範囲については、地公法第 52 条第 1 項の職員、免職後 1 年以内の者、免職後 1 年以内に当該処分に対する審査請求又は訴えを行い現在係争中の者及び地公法第 52 条第 1 項の職員以外の者で当該職員団体の役員である者に限定される。したがって、職員でない組合書記、裁判の結果免職処分が確定した者、他の地方公共団体の職員、地方公営企業職員等を構成員とするような規定があれば、登録

を受けることはできない。

また、職員であっても管理職員等を構成員とするような規定がある場合、当該団体は職員団体とは認められないから、登録を受けることはできない。なお、一般職員で組織する職員団体については、規約で管理職員等を構成員としない旨定めておくことが望ましいとされる（行実 昭 42. 6. 21 自治省公務員課決定）。

<資格の得喪> 資格の得喪に関しては、自由な脱退を制限するような規定があれば、登録を受けることはできない（行実 昭 35. 12. 27 地自丁公発第 84 号）。

しかし、所定の違反があった場合の除名の規定あるいは加入について執行機関の承認を要する旨の規定については、職員団体の団体自立の問題であるから、差し支えないものである（行実 昭 26. 5. 17 地自公発第 212 号）。

<理事その他の役員> 職員団体の役員とは、当該職員団体の執行機関及び監査機関の構成員をいうが、通常は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員、会計監事等であり、これらの役員に関する規定が必要である。なお、役員の選出手続については、地公法第 53 条第 2 項第 6 号の規定により、必要的記載事項とされる。

<業務執行、会議及び投票> まず、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為については、地公法第 53 条第 3 項の規定に適合する決定手続を規約に明記しておく必要がある。

次に、その他の業務執行、会議及び投票については、議決機関の構成及び議決方法、執行機関の構成等の規定があれば足りるものであり、具体的には、大会の開催、中央執行委員及び監事の権限、その他意思決定の方法等である。しかし、こういう事項のどれを規定するかは、職員団体の自立の問題であり、例えば、中央執行委員会の議決要件を規定しなかったからといって、登録要件を欠くことにはならない（行実 昭 26. 8. 3 地自公発第 321 号）。

<他の職員団体との連合> 他の職員団体との連合体の結成、連合体への加入及び脱退については、地公法第 53 条第 3 項に定める「重要な行為」に該当するので、同項所定の決定手続を明記しておく必要がある。なお、現に他の職員団体と連合体を結成し、又は連合体に加入していない場合であっても、この連合に関する規定は、必要的記載事項であるから、連合する場合を想定して規約を定めておく必要がある（行実 昭 26. 5. 1 地自公発第 180 号）。

<規約の変更> 規約の変更は、地公法第 53 条第 3 項に定める「重要な行為」に該当するので、同項所定の決定手続を明記しておく必要がある。

<解散> 解散は、地公法第 53 条第 3 項に定める「重要な行為」に該当するので、同項所定の決定手続を明記しておく必要がある。

イ 重要な行為の決定

次に重要な行為の決定に関する要件であるが、その重要な行為が一定の民主的な手続によって決定されることが定められ、かつ、現実はその手続によって

決定されていることが必要である（地公法第 53 条第 3 項）。

ここでいう重要な行為とは、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる行為をいうものである。

<規約の任意的記載事項の変更> 必要的記載事項でなくても、規約に定められた事項を改正するときは、地公法第 53 条第 3 項に規定する「規約の変更」に該当するから、同項所定の手続により決定する必要がある（行実 昭 32. 7. 4 自丁公発第 77 号）。

<その他これらに準ずる重要な行為> その他これらに準ずる重要な行為とは、職員団体の上部団体への加入又は脱退、職員団体の解散など職員団体の存立及び運営の基本的事項をいう（行実 昭 41. 6. 21 自治省公務員課決定）。なお、役員の信任・不信任、役員の解職請求、組合財産の取得又は処分、組合費の賦課徴収、予算又は決算の承認、運動方針や当局に対する要求事項の決定は、必ずしも「重要な行為」に該当しない（行実 昭 26. 11. 16 地自公発第 501 号）。

職員団体がこれらの重要な行為について決定する場合には、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定することが必要である。この場合、これらの重要な行為のうち役員の選挙については、投票者の過半数によるものとされている。

なお、連合体である職員団体がこれらの重要な行為を決定する場合には、代議員制による方法を採用することが認められ、単位団体の場合に比して、若干要件が緩和されている。すなわち、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票によるその全員の過半数によって代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によるその全員の過半数によって決定することが認められている。この場合においても、役員の選挙については、投票者の過半数によるものである。

<平等に参加する機会> 「平等」とは、投票を行う構成員の立場がすべて質量ともに等しいことを意味するが、組合費の未納者や組合が定める規律に反する者の投票権を停止することは、これに反しないものとされる。

<直接かつ秘密の投票> 投票の直接性及び秘密性が確保されていることが必要である。したがって、委任投票や、挙手又は起立によって賛否を問う、決定することは認められないが、郵送による投票は、その選挙管理が厳格に行われ、投票の秘密性が確保されている場合に限って認められるものである。代議員を選挙して、その代議員の投票によって決定するのは、直接の投票ではないので、連合体である職員団体以外に

は認められないが、最高議決機関としての大会を代議員制によることは可能であり、この場合、重要な行為については、その大会での議決を更に全員投票に付して決定すれば良いものである。

<全員の過半数> 全員の過半数とは、職員団体の構成員全員の過半数で、いわゆる絶対過半数である（行実 昭 26. 7. 24 地自公発第 306 号、同 36. 5. 1 自治丁公発 32 号）。この場合、白票数、無効票数のいかんにかかわらず、賛成票が全構成委員の半数以上なければ有効な決定とはならない（行実 昭 27. 5. 13 地自公発第 150 号）。

<代議員の定数> 代議員の定数については、地公法は、各構成団体ごとに選挙すること以外には何ら触れていないから、構成団体ごとに一名以上選出すれば、法律上の要件を満たすものであり、代議員の定数をどう定めるかは、当該職員団体の自立に委ねられているものである（行実 昭 27. 6. 9 地自公発 196 号）。

<決定手続として認められる例> ①職域別等の区分により予備的に選出した者について、全構成員の信任投票を行い、役員を選出することとし、かつ、現実にそのように行っている場合には、登録されうるものである（行実 昭 27. 2. 23 地自公発第 49 号）。

②第一回目の投票において投票者の過半数を得た者がいない場合は、比較的多数の投票を確保した者について信任投票を行う旨定め、現実にそのような運営をしている場合、登録されうるものである（行実 昭 41. 6. 21 自治省公務員課決定）。

③職員団体の代表者を決定するに際し、地公法第 53 条第 3 項に適合する手続によって選出された役員間の互選により代表者（執行委員長）を決定する旨規約に定めることは、差し支えがない（行実 昭 32. 5. 11 自丁公発 54 号）。

<決定手続として認められない例> ①職域別等の区分により、役員の数を決め、かつ、その職域等を単位として職域等ごとに直接投票を行って、役員を選出する場合は、登録される資格を有しない（法制意見 昭 26. 4. 10 法務府法意一発第 16 号、行実 昭 26. 3. 13 地自公発第 73 号）。

②候補者が定員を超えない場合に無競争当選とすることはできず、個々の候補者について、全構成員による信任投票を行う必要がある（行実 昭 26. 7. 24 地自公発第 306 号）。

ウ 構成員の範囲

最後に、構成員の範囲に関する要件であるが、当該職員団体が警察職員及び消防職員を除く同一の地方公共団体に属する職員のみをもって組織されていることが必要である（地公法第 53 条第 4 項本文）。

このことは、当該職員が、都道府県、市町村、地方公共団体の組合等のそれぞれの地方公共団体に属する職員かぎりて組織される必要があることを意味するものである。

また、ここにいう「職員」とは、地公法第 52 条第 1 項の職員すなわち職員団体を組織することのできる職員と同義であり、したがって、警察官及び消防職員のほか地方公営企業職員も、ここにいう「職員」には含まれないものである。

<公立学校の職員の職員団体> 「同一の地方公共団体」に対する例外としては公立学校の職員で組織される職員団体がある。一の都道府県内の公立学校の職員のみをもって組織する職員団体は、当該都道府県の職員で組織する職員団体とみなされるものであり（教特法第 29 条の 1 項）、登録を受けることができるものである。

<異なる地方公共団体の身分を併せ有する職員> このような職員は、それぞれの地方公共団体において、職員としての身分を有するものであるから、それぞれの団体について「一の地方公共団体」に属するものである。したがって、いずれの団体においても、職員団体の構成員となることができる。

なお、この構成員の範囲の原則の例外として、次の者を構成員としてとどめていること又は構成員としていることが認められており（地公法第 53 条第 4 項ただし書）、登録を受けることができるものである。

- (ア) 分限免職又は懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内の者
- (イ) 分限免職又は懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内に、当該処分について審査請求又は訴えを行った者で、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らない者
- (ウ) 地公法第 52 条第 1 項の職員以外の者で、当該職員団体の役員に就任した者

<職員でない者の役員就任と構成員の範囲> 地公法第 52 条第 1 項の職員以外の者が、登録職員団体の役員に就任した場合は、同時に、当該登録職員団体の構成員となることができるものであり（同法第 53 条第 4 項ただし書）、この場合、登録要件を欠くものではない。しかし、その役員が構成員となることにより職員団体たる資格を失う場合すなわち管理職員等と一般職員とが混在する場合には、登録を受けることができないので、注意を要する。また、この例外は、役員に就任したことにより認められるものであり、当該役員が役員でなくなった場合は、同時に構成員でもなくなるものであるから、もし、その者を構成員としてとどめているような場合には、登録要件を欠くことになる。

(3) 登録の効果

登録を受けた職員団体には、法人格の取得（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条）、団体交渉における地位（地公法第55条第1項）及び在籍専従職員の設置（地公法第55条の2第1項）の三点において、利便が認められている。これが、職員団体が登録を受けたことの効果である。

ア 法人格の取得

登録の効果の第一は、申出により法人となることができることにある。

すなわち、登録を受けた職員団体は、法人となる旨を登録機関である人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより、法人格を取得することができるものである。

<申出の手続> 法人格を取得しようとする職員団体は、原則として、職員団体の登録を受けた後に法人となる旨の申出を行うものであるが、登録の申請と同時に行うことも差し支えないものとされる。人事院においては、「登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする職員団体であるときは、第1条に規定する申請書に法人となる旨の申出を記載した書類を添付することができる。この場合において、当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに法人税法第3条の第1項に規定する法人となる旨の申出があったものとみなす。」（人事院規則17-1〔職員団体の登録〕第10条第3項）として、国家公務員に関して同様の取扱いを明定している。

なお、職員団体が法人格を取得した場合には、職員団体自らの名義で財産を所有し、日常の取引ができること、税法上の一定の優遇措置があること等の利便がある。

<税法上の優遇措置> 法人格を取得した職員団体については、法人税、住民税等の非課税措置が認められている。例えば、法人税については、法人である組織団体は、公益法人等に該当し、収益事業を営む場合以外は、納税義務者とはならない（法人税法第2条第6項、第4条第1項ただし書、別表第二）。また、都道府県民税及び市町村税についても、収益事業を営む場合以外は非課税である（地方税法第25条第1項第2号、第296条第1項第2号）。

<法人である職員団体の解散> 法人である職員団体が解散した場合、当該解散によって法人格がまったく消滅してしまうものではなく、清算法人として、清算の目的の範囲内で清算終了まで存続するものとみなさ

れ（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 207 条）、清算の手続をとらなければならない。この場合、清算が終了した時点において、登録機関である人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならないものである（行実 昭 46. 3. 19 自治公一第 8 号）。

イ 団体交渉における地位

登録の効果の第二は、団体交渉における地位にある。

登録を受けた職員団体が、職員の給与、勤務時間及びこれに付帯する社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関して、適法な交渉の申入れを行った場合、地方公共団体の当局は、その申入れに応ずべき地位に立つものである（地公法第 55 条 1 項）。

登録職員団体にこのような優先的地位を認めた理由は、登録職員団体が同一の地方公共団体に属する職員のみにより組織され、かつ、その自主性及び民主性が公証されていることから、当該地方公共団体における勤務条件の維持改善についての意見等を当局に適切に反映しうるということにある。

登録職員団体のこのような団体交渉における地位は、当該職員団体が登録職員団体であるかぎり保証されるものである。したがって、登録の取消しの効力が発生し、又は解散されるまでの間は、このような地位が認められるものである。

<変更登録前における新役員による交渉の申入れ> 登録職員団体の役員の改選が行われ、役員の変更の届出があり、その変更登録がなされる前に新役員による交渉の申入れがあった場合でも、当局は当該申入れに応ずべき地位に立つものである（行実 昭 43. 2. 22 自治省公務員課第一課電文回答）。

<非登録職員団体との交渉> 非登録職員団体についても、地方公共団体の当局が、これと交渉することが職員の勤務条件の維持改善のために望ましいと判断するときは、これらの職員団体と交渉することができるものである（自治省通達 昭 41. 6. 21 自治公第 48 号）。

ウ 在籍専従職員の設置

登録の効果の第三は、在籍専従職員の設置にある。

職員は、原則として職員団体の業務に専ら従事することはできないが、任命権者の許可を得て、登録職員団体の役員としてその業務に専ら従事する場合は認められるものである。

このような利便は、登録職員団体について認められるものであるから、登録職員団体が許可を得た在籍専従職員を設置することのできる地位は、登録の取消しの効力が発生し、又は解散されるまでの間は保証されるものである。

したがって、地公法第 53 条第 6 項の規定により登録の効力の停止を受けている職員団体についても、その停止前に既に許可を受けた在籍専従職員の地位に影響を受けるものではないが、停止期間中の申請については、非登録職員団体からの申請と同様に許可されず、当該停止が解除されてはじめて、許可を受けることができるものである。

なお、この在籍専従の許可は、当該職員団体が登録職員団体でなくなったとき又は当該職員が役員でなくなったときには、許可が取り消されるものである（地公法第 55 条の 2 第 4 項）。

<上部団体への在籍専従> 職員がその属する職員団体の上部団体の役員となった場合の在籍専従は、その上部団体が登録職員団体であれば問題はないが、非登録団体であれば、その役員として専従するための許可を受けることはできない。なお登録を受けた職員団体の専従職員が上部団体の役員の地位を兼ねることは差し支えないが、上部団体の役員の業務に専念する結果、登録職員団体の役員の業務に専念できなくなったときは、当該許可は取り消されるものであるとされる。

(4) 登録の効力の停止及び取消し

登録を受けた職員団体が次の要件に該当するに至ったときは、登録機関である人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところによって、当該登録職員団体の登録の効力を停止し、又は取消すことができるものである（地公法第 53 条第 6 項）。

- ① 登録を受けた職員団体が、職員団体でなくなったとき
- ② 登録を受けた職員団体に、地公法第 53 条第 2 項から第 4 項までに規定する登録要件に適合しない事実があったとき
- ③ 登録を受けた職員団体が、地公法第 53 条第 9 項の規定による規約又は申請書の記載事項の変更の届出をしなかったとき

登録を受けた職員団体がこれらの要件に該当したときには、登録機関である人事委員会又は公平委員会は、当該登録の効力を停止するか、又は取り消すものであるが、停止又は取消しのいずれを行うかは、それぞれの事情に応じて判断するものである。

<効力の停止と取消し> 登録機関が登録の効力を停止するか、又は登録を取り消すかは、それぞれの事情に応じて判断するものであるが、一般的には、登録要件の欠缺が容易に是正しうるときは登録の効力を停止してその是正を待ち、容易に是正しえないときは取消しを行うものとされる。

ア 登録の効力の停止

登録の効力の停止は、登録職員団体が前記①～③の要件に該当した場合に、その登録資格を失うべき事由の軽重により、直ちに登録を取り消すのではなく、当該職員団体がそれを是正することを期待して、一時的に非登録職員団体と同様の地位におくものである。

<登録の効力の停止の効果> 登録の効力の停止を受けた職員団体は、その停止期間中は、非登録職員団体と同様に取り扱われることになるから、その期間中の交渉の申入れについては、当局はこれに応ずべき地位に立つものではなく、在籍専従の許可を与えることもできず、また、その期間中の法人となる旨の申出は、登録職員団体の行った申出とは認められない。

しかしながら、登録に基づいてなされた既成の事実については影響を受けるものではなく、また、既に許可された在籍専従職員もその地位を失うものではない（行実 昭 41. 6. 21 自治省公務員課決定）。

なお、この効力を停止しうる期間は、60 日を超えない範囲内とされている（地公法第 53 条第 6 項）。

イ 登録の取消し

登録の取消しも、前記①～③の要件に該当した場合に行われるものであるが、登録の効力の停止と異なる点は、その登録資格を失うべき事由について、その欠缺が容易に是正できない場合又は効力の停止期間中にその欠缺を是正しなかった場合に行われるものである。

登録の取消しは、職員団体に重大な影響を与えるものであるから、その手続きに慎重を期すため、あらかじめ理由を提示して、聴聞を行わなければならない。この手続きは当該団体の請求があったときには公開して行わなければならない（行政手続法第 13 条第 1 項 1、地公法第 53 条第 7 項）。

<職員団体登録取消しの聴聞手続> 登録の取消しを行う際に、聴聞を行うのは、職員団体にあらかじめ弁明の機会を与えようとする趣旨であり、これを公開して行う趣旨は、公開の席上で弁明を明らかにする機会を与え、審議の公正を期そうとするものである。なお、本県においては、この手続を、行政手続法に基づき岩手県人事委員会が行う聴聞の手続に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第21号）により定めているところである。

また、登録の取消しの効力は、その決定により直ちに生ずるものではなく、当該取消し処分について、処分取消しの訴えを提起しうる期間内及びその訴えの提起があったときは、当該訴えが裁判所に係属する間は、その効力を生じないものである（地公法第53条第8項）。

<登録取消しの決定の効力> 登録取消しの決定があった場合、直ちにその効力が生ずるものではなく、当該取消し処分が確定してはじめて効力が生ずるものであるから、その間は、登録職員団体としての地位を有するものである。したがって、法人格の取得、団体交渉における地位及び在籍専従の許可についても、その影響を受けるものではない。

なお、この登録の取消しについては、行服法による審査請求をすることができないものである（行政手続法第27条第2項）。

<登録の取消しと審査請求> 登録の取消し処分について、行服法による審査請求をすることができないとされたのは、登録の取消しが行服法第1条にいう行政庁の処分に該当するものの、地公法第53条第7項の規定によって聴聞の機会が設けられており、当該職員団体に異議を述べる機会が与えられているので、重ねて行服法を適用する必要がないとされたものである。なお、行訴法に基づき処分の取消しを求める訴えを提起しうることはいうまでもない。また、職員団体に対する登録の取消し以外の処分、例えば登録の申請に対する却下又は不作為若しくは効力の停止等については、審査請求することができ、また、処分取消しの訴えを提起しうるものである。